

序章

住生活総合計画の概要

序章 住生活総合計画の概要

1. 住生活総合計画とは

かほく市住生活総合計画は、居住の将来ビジョンを示すとともに、市民の豊かな住生活を実現するために、住生活安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

平成 20 年 3 月に策定された「かほく市住宅マスタープラン【かほく市住生活基本計画】」、平成 23 年 3 月に策定された「かほく市営住宅長寿命化計画」及び平成 20 年 3 月に策定された「かほく市耐震改修促進計画」をかほく市の住宅事情・まちづくりを取り巻く環境の変化に総合的に対応するため「住宅マスタープラン(住生活基本計画)」、「市営住宅長寿命化計画」、「耐震改修促進計画」を改定の上統合し、「かほく市住生活総合計画」(以下、本計画)として策定する。また、平成 28 年度に策定された「かほく市都市計画マスタープラン」等の内容と整合を図ることとする。

1-1 本計画の策定目的と改定の概要

平成 18 年 6 月、住生活基本法が制定されこの法律に基づく「全国計画」が同年 9 月、「石川県住生活基本計画」が平成 19 年 6 月に策定され、かほく市でも平成 20 年 3 月に「かほく市住宅マスタープラン【かほく市住生活基本計画】」平成 23 年 3 月に「かほく市営住宅長寿命化計画」、平成 20 年 3 月に「かほく市耐震改修促進計画」が策定された。

その後、平成 28 年 3 月の全国計画の改定、平成 29 年 3 月の県計画の改定を受け、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、本計画において見直しを行うこととなった。

また、かほく市では、「かほく市創生総合戦略推進計画・かほく市人口ビジョン」(平成 27 年 10 月)、「第 2 次かほく市総合計画」(平成 28 年 3 月)及び「かほく市都市計画マスタープラン」(平成 29 年 3 月)を策定しており、これら上位計画に基づく新たな住生活関連計画の策定が求められていることから、今般、時代の変化やニーズに的確に対応することを目的として本計画を策定する。

1-2 改定のポイント

計画の改定にあたっては、全国計画及び石川県住生活基本計画 2016 に即したものの、かつ、近年の社会経済情勢の変化や、かほく市の状況に鑑み、以下の視点に立つものとする。

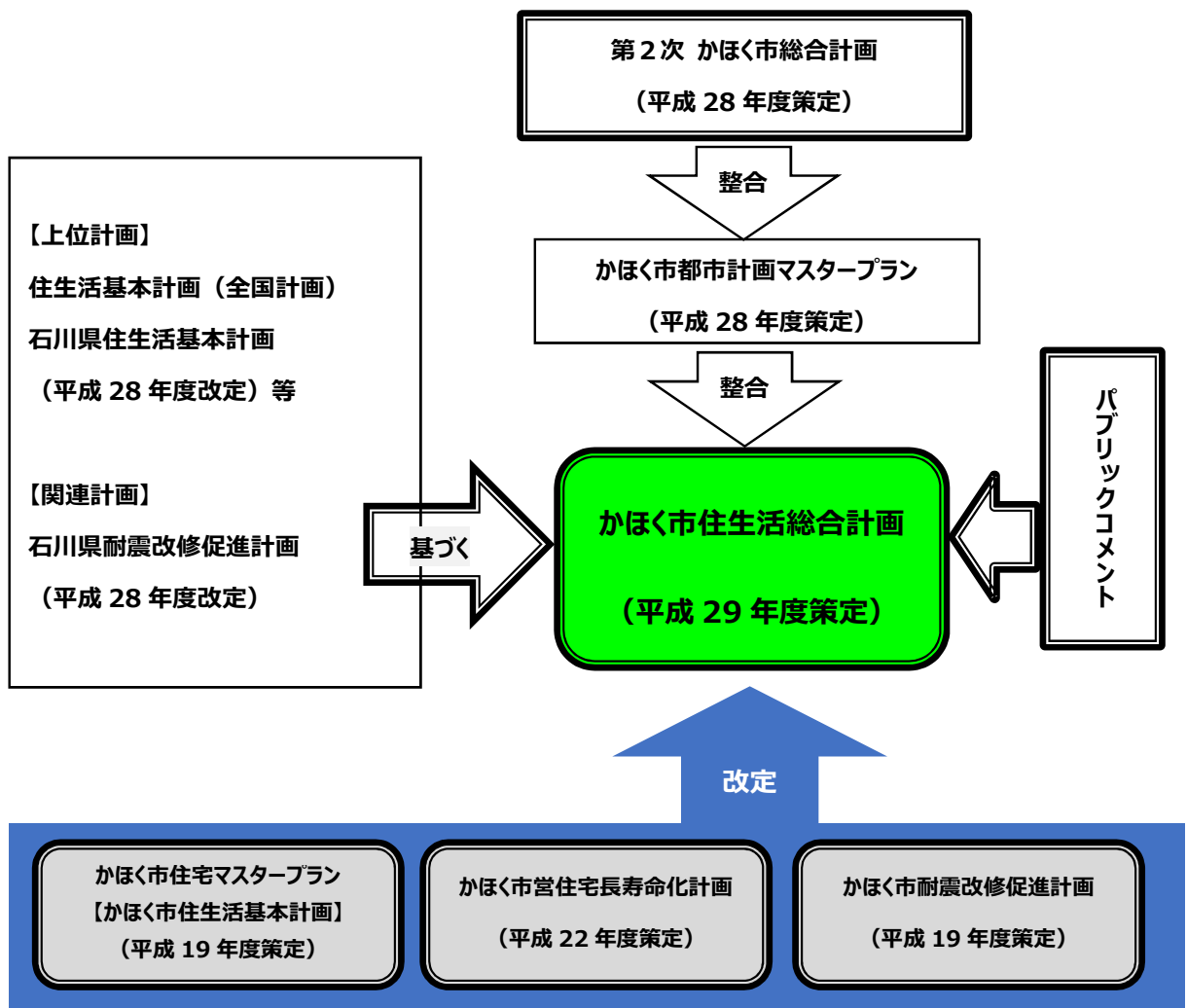
- ・ 少子高齢社会進行への対応
- ・ 社会構造の変化に対応した住宅セーフティネットの役割強化
- ・ 増加する空き家の活用等、住宅ストック活用型社会への転換
- ・ 災害に対するハード・ソフト両面からの対応

1-3 計画期間

本計画の計画期間は、2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度までの 10 年間とする。なお、本計画は、今後の進捗状況、社会経済情勢の変化、住生活基本法の全国計画、石川県住生活基本計画等の関連計画改定や制度の見直し及び大規模な災害の発生等により、必要に応じて見直すこととする。

1-4 住生活総合計画の位置づけ

本計画は、平成 27 年度に策定した「第 2 次 かほく市総合計画」及び平成 28 年度に策定した「かほく市都市計画マスタープラン」との整合を図るとともに「石川県住生活基本計画」（平成 19 年度策定、平成 28 年度改定）に基づき策定する。



1-5 各主体の役割（石川県住生活基本計画 2016 より抜粋）

（1）市町の役割

地域の住まい・まちづくりの基礎的主体として、地域の住宅需要や市民のニーズを的確に把握するとともに、歴史・文化等の特性を反映し、自主性と創意工夫を活かした豊かな居住環境の構築を目指す。

子育て支援や高齢者福祉、空き家対策、住宅困窮者への対応、定住・交流人口の拡大、防災性の向上や良好なまちなみの形成等、幅広い視点に基づき、地域に密着した住まい・まちづくり施策を実施する。

（2）市民の役割

自らの生活の場である住まいやまちを安全・快適なものとし、次世代に継承していくには、市民一人ひとりの理解と市民自らが住まいづくりに参画することが必要である。このことから、本計画に対する理解のもと、市民自らが地域社会を構成する一員として、住み良い住宅及び良好な住環境の維持・改善に取り組んでいくことが求められる。

